

# 賃貸住宅を扱う不動産仲介業者等の皆様へ

住居確保給付金へのご協力のお願い

～朝霞市～

R8.1 版

住居確保給付金の申請にあたって、不動産仲介業者様や貸主様にご記入いただく「入居住宅に関する状況通知書」または「入居予定住宅に関する状況通知書」という様式があります。

制度の利用を希望される入居者又は入居予定者の方から、これらの書類の記入依頼がありましたら、必要事項をご記入いただき、ご本人にお渡しいただくようご協力をお願いいたします。

## 1. 住居確保給付金(家賃補助)とは ※別に「転居費用補助」の制度もあります。

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に家賃相当分の給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う制度です。

対象者: 離職又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方又は住居を喪失するおそれのある方

支給要件: 自立相談支援員による面接等の支援を受けて、就職活動や自立に向けた活動を行う方

支給期間: 原則3か月(※延長、再延長の審査により、最大9か月支給される場合があります。)

支給額: 上限額の設定があり、収入に応じた金額を支給します。※1

※1 居住する世帯員数で支給上限額が異なります。詳細は朝霞市福祉相談課にお問い合わせください。

## 2. ご協力をお願いしたいこと

朝霞市福祉相談課では制度の利用を希望する方に対して、入居予定の住宅があることまたは現在入居している住宅に住み続ける予定であることを確認するものとして、次の書類の提出をお願いしています。

ご本人が書類を持参されましたら、ご記入をお願いいたします。

住居を喪失した方の場合→入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)  
住居を喪失するおそれのある方の場合→入居住宅に関する状況通知書(様式2-3)

### 《記入上の注意事項》

- ・ 書類の表面はすべて、不動産仲介業者様又は貸主様にご記入ください。
- ・ 家賃については、管理費、共益費、駐車場代等を差し引いた金額をご記入ください。
- ・ 振込口座は原則、賃貸借契約書に記載されている家賃の振込口座と同じ口座にしてください。  
※ 口座名義人のフリガナに誤りがないようご注意ください。
- ・ 訂正箇所には訂正印をお願いします。※修正液は使用しないでください。
- ・ 書類の裏面は本人にご記入いただきますので、不動産仲介業者様等によるご記入は不要です。

《 振込口座について 》

- ・住居確保給付金の振込先は原則、家賃を振り込んでいる不動産仲介業者様の口座としています。
- ・家賃の支払方法がクレジットカード払いに限定しているなどの理由で、例外的に住居確保給付金の振込先を本人口座とする場合は、※5の口欄の該当項目に✓を入れてください。（\*詳しくは朝霞市 福祉相談課へお問い合わせください。）

ご記入が済みましたら、ご本人に書類をお返しく下さい。

### 3. 住居確保給付金支給までの流れ

- ①ご本人が福祉相談課へ申請書類を提出します。
- ②福祉相談課は申請書類を受理したら、審査・決定を行い、ご本人へ決定内容を通知します。
- ③支給が決定した後、朝霞市福祉相談課から、原則として不動産仲介業者様又は貸主様の口座へ住居確保給付金を振り込みます。振込日は、ご本人へお知らせいたします。
  - \*支給決定から振り込みまでは概ね2～3週間を要します。さらに時間がかかる場合もあります。
  - \*すでにご本人が支払い済みの家賃については、住居確保給付金の対象となりません。また、申請月以前の滞納した家賃に対して、住居確保給付金を充てることはできません。
- ④申請月以降の振り込みについては、ご本人が熱心な就職活動を行い、福祉相談課へ報告を行ったことが確認された後、指定された口座へ支給決定額を振込ます。振込日は月末の最終平日を基本とします。

### 4. その他

- ・支給要件に該当しないなどの理由で不支給が決定した場合は、ご本人から不動産仲介業者様や貸主様へご連絡していただきます。
- ・振込口座への通帳記載は、次のとおりです。

アサカシ フクシソウダン

- 手続きに関するお問い合わせ先  
朝霞市 福祉部 福祉相談課  
TEL048-423-5082